

2026年度（令和8年度）－第24期－  
社会福祉法人 ころの窓 事業計画

- 法人事業計画
- 施設系サービス
  - 生活介護事業（介護給付事業）
  - 就労継続支援事業 B 型（訓練等給付事業）
- 居宅系サービス
  - 共同生活援助事業（訓練等給付事業）
- 障害児通所支援事業【児童福祉法】
  - 放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）
  - 児童発達支援事業（障害児通所給付事業）
- 相談支援事業
  - 特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）
  - 障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）
- 短期入所事業
  - 短期入所事業（介護給付事業）
  - 日中一時支援事業

（2026年4月1日～2027年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

障がい者通所施設	青い鳥
共同生活事業所	ヴィラージュあゆみ ヴィラージュあまね
障がい児通所施設	青い鳥初芝教室
相談支援事業所	青い鳥
短期入所事業所	ショートステイあかね

## 2026年度事業における主な計画【法人全般】

### はじめに — 機動性と支援の質にこだわる持続可能な法人運営 —

わが国は、人口減少と東京一極集中の加速という明確な潮流の中にあります。地方圏では生産年齢人口が減少し、社会保障制度の持続可能性が厳しく問われています。障害福祉分野も例外ではありません。現在はサービス需要が急伸・顕在化しているものの、将来的には対象利用者数が急速に縮減する局面が避けられないと考えます。一方で、物価上昇と賃金上昇圧力は継続、報酬改定の伸びは限定的であり、事業者には持続可能性と支援の質の両立が求められています。当法人の進むべき方向として、成長を前提とした拡大ではなく、縮小均衡の中でも安定を図る視点こそが、これからの経営の基軸になると考えています。

私たちは現実的な将来予測を踏まえつつも、事業展開については力強く、明るい展望を描きます。堺のこの地で、日々関わるご利用者とその家族のニーズに丁寧に応え続けること。その積み重ねこそが今後の確かな基盤となり、将来にわたり当法人のサービスを選択いただける理由につながると考えます。2026年度は、これまで進めてきた拠点整備、人材育成、健康・生活の質向上に資する取り組みを一体として束ね、「地域生活支援パッケージ」の完成に向けて具体化を進めます。

第一の柱は、「地域生活サポートセンターあかね」第一期工事となる最重度者対応 GH「のまどホーム」開設に向けた準備の本格化です。不測の事態で計画が1年後ろ倒しとなりましたが、2028年度の開所を目指し、2026年度は補助事業採択に向けた協議、設計、体制整備を着実に進めます。重度化・高齢化が進む利用者の暮らしを支え、夜間・休日の緊急時対応をワンストップでオンタイムに担う拠点を整備することは、単なる事業の拡大に留まりません。利用者・家族・スタッフすべてに対し、将来にわたり責任を果たしていく法人としての使命であると考えています。

第二の柱は、本部事務局に設けた「健康生活支援室」の機能拡充です。小規模で点在するグループホームは、家庭に近い生活を実現できる一方で、健康管理や生活の細部対応に課題が生じやすい側面があります。健康生活支援室がハブとなり、看護、口腔ケア、栄養管理ほか、QOL支援を横断的に連携させ、通所・グループホームを貫く支援体制を整えます。訪問診療・看護の活用も視野に、医療と生活が切れ目なくつながる仕組みを構築し、日常の質を安定的に底上げしていきます。

第三の柱は、人材基盤のさらなる安定です。2025年度に掲げた中核人材の確保は概ね達成し、新年度の新卒採用も継続的に確保できました。離職率も2024年度までの5年間は11%強でしたが、2025年度は定年・契約満了者を除けば7%弱と、さらに落ち着いた水準で推移する見込みです。経験を重ねた職員と若い世代が支え合いながら成長する循環を維持し、人材の定着と育成を継続します。当面は人材の厚みこそが福祉事業における最大の安定要因であると認識しています。

当法人は、規模の拡大そのものを目的とはせず、機能の充実に注力し、機動性と支援の質を維持・向上できる最適規模を見極め持続可能な法人運営を目指します。労働人口が現在から2割減少するいわゆる8掛け社会の到来は2040年頃と言われます。わが国の各地域社会は確実に縮みます。しかし均衡を保ちながら安定へ向かうことは十分に可能だと考えます。制度の制約を直視しつつ現場力と組織力を磨き、当法人は地域にとって欠かせない存在であり続けます。

## 1. グループホーム事業の推進および既存事業の再編へ向けて

2024年4月、重度者対応グループホームの開設予定地として、本部施設近隣に991.80㎡の土地を取得しました。当該地は市街化調整区域に存するため、堺市開発審査会の開発許可同意が必要です。当初は最短での整備を想定していましたが、隣接地において株式会社ワンスロードによる重度障がい者向けグループホームの建設が進められていることが判明しました。同地区・同時期に複数の重度者向けホームが立ち上がることの影響について、都市計画法上の規制や施設整備補助事業の採択可能性を踏まえ検討した結果、建設スケジュールを一年後ろ倒しし、より確実な体制のもとで進める判断としました。2028年度の開所を目標に、2026年度は「令和9年度社会福祉施設等施設整備費補助事業（グループホーム創設）」の採択を目指し、設計協議、資金計画、運営体制の具体化を進めます。

当該不動産はグループホーム事業と合わせショートステイ事業を運営できるだけの面積があります。本部敷地に存するショートステイあかねを移転できれば、一旦断念した青い鳥の高齢重度化対策の一環として企図した生活介護事業分場の代替施設として現行ショートステイの転用も現実的となります。本部敷地はその一帯を通所事業で占有することで利便性が増し、今般の土地では重度者対応ホームとショートステイ事業の組み合わせにより多数のスタッフが年間を通じて夜間常駐することで、小規模点在型事業であるグループホームの最も脆弱な夜間・休日の緊急対応にかかるワンストップ機能が期待できます。

スタッフの確保と資金繰りの見通しが万全とは言い難い状況ですが、夜間・休日の運営体制をより安定した強固なものとする中で、ご利用者の地域に根付いた“いつまでも安心な暮らし”の実現を目指し、取組みを進めていきます。

## 2. グループホーム「地域連携推進会議」の設置

2025年度から、グループホームの各事業所において、利用者や地域住民、有識者等で構成する「地域連携推進会議」の設置が義務化されました。当法人は2025年度が第三者評価受審による設置免除期間にあっていたため、2026年度からの開催に向け準備を進めてきました。

地域連携推進会議は、障害のある方々が地域で安心して暮らし続けられる体制を整えることを目的とし、利用者およびその家族、地域住民、障がい福祉に知見を有する者等により構成されます。当法人では、利用者およびその家族、地域住民の代表者（民生委員）、グループホーム事業について知見を有する者等で構成し、2026年度は7月に開催する予定です。外部の視点を取り入れ、地域に開かれた運営と透明性の確保に努めます。

## 3. 「堺市強度行動障害支援体制整備事業」への参画

2024年度より、堺市は、強度行動障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備を進めるため、「堺市強度行動障害支援体制整備事業」を開始しました。本事業は、支援員の専門的知識・技術の向上と、その成果の地域への波及を目的とし、2026年度までの3か年計画で実施されています。当法人は参画団体3法人の一つとして選定されており、最終年度となる今年度も取組みを継続します。

#### 4. 新卒スタッフ採用の継続と法人運営にかかる中核人材の確保

スタッフの年齢構成の是正と長期的な事業運営の持続を目的に、若年層の採用に重点を置いた求人活動を継続します。全産業的に厳しい採用環境が続く中ではありますが、当法人は毎年おおむね2名程度の新卒採用を念頭に取り組んでいます。2024年春には新卒者5名、2025年春には2名を迎え入れ、この春も2名が入職する予定です。

離職率については、2024年度までの過去5年間平均で11%強でしたが、2025年度は定年および契約満了者を除けば7%弱と、さらに安定した水準で推移する見込みです。新卒採用開始から8年が経過し、年齢構成にも着実な改善が見られます。常勤職の平均年齢は44.5歳、構成比率は20代17%、30代18%、40代23%、50代25%、60代17%（在籍常勤職22歳～65歳）となっており、世代の厚みは徐々に整いつつあります。より安定的な人材基盤の構築に向け、新卒採用は今後も継続します。

あわせて、法人運営を担う中核人材の確保についても2025年度の重点課題として取り組みました。その結果、期中に事務管理で1名、事業管理で1名の管理職候補者を迎え入れることができ、年度目標は達成しました。事業開始から四半世紀を迎えようとしている現在、法人として本格的な管理職の世代交代期を迎えています。内部人材の登用を基本としつつ、異業種を含めた専門知識や経験を有する外部人材の採用も成長戦略の一環として位置づけており、今年度の新たな採用は見送るものの、来年度以降に1～2名程度のさらなる中核人材確保を検討します。

これまでの人材確保は、2年後に予定する最重度者対応ホームの稼働および世代交代を見据えた先行的な採用であることから、本年度は人件費が増加し、人員に一定の余裕が生じる局面となります。これは将来への布石であり、現行事業の稼働率向上とサービス収入の確保に同時に取り組むことで、持続可能な経営基盤の維持を図ります。

#### 5. 「青い鳥」新規利用者の募集

「青い鳥」では、2025年度中に生活介護利用者の退所が複数名生じたことを踏まえ、利用率の適正維持および事業の安定運営を図るため、新規利用者の募集を再開、強化します。

募集にあたっては、2027年春卒業予定の支援学校生へのアプローチを継続するとともに、2026年度期中の利用開始希望者についても積極的に受け入れを検討します。特に生活介護事業については、欠員状況を踏まえ、支援学校および関係機関との連携を強化し、早期の情報収集および実習受け入れを進めます。

また、就労継続支援事業在籍者の高齢化等に伴い、生活介護事業への移行が見込まれることから、両事業間の円滑な移行体制を維持するとともに、就労継続支援事業の新規利用者についても計画的に募集し、事業全体として適切な利用率の確保に努めます。

#### 6. 「青い鳥」の魅力向上を目的とした戦略的環境整備

本部施設「青い鳥」については、経年劣化への対応として内装の修繕を計画的に実施します。壁紙の剥離や細部の損耗など、日常的な補修にとどまらず、空間全体の印象を整えることで、利用者にとって安心感のある環境を維持します。

今回の取組みは単なる原状回復ではありません。新規利用者の獲得が重要課題となる中、見学時の第一印象や施設全体の清潔感・統一感は重要な要素となります。建物の魅力を高めることは、支援の質を可視化する一つの手段でもあります。既存資源の価値を高め、選ばれる事業所であり続けるための環境整備は積極的に行います。

#### 7. その他 前年度より継続する重要案件

- 「堺市地域生活支援拠点」制度への参画 ●「障害者(児)緊急時かけつけ等事業」への参画
- 「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」への参画
- 「堺市障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）」、「堺市障害児通所支援事業者育成事業」への参画

2026年度（令和8年度）－第24期－

● 施設系サービス

生活介護事業（介護給付事業）

就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）

（2026年4月1日～2027年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

障がい者通所施設

青い鳥

## 1. 施設系サービス利用者に対する支援方針【生活介護・就労継続支援】

### ①定員規模

2026年度の青い鳥生活介護事業の利用定員は80名とし、活動を1～3単位に分けてニーズに応じた人員配置を行い、きめ細かな支援を実施します。2025年度には3名（第2単位1名・第3単位2名）が退所しましたが、長期間停止していた新規受け入れを再開し、早期の定員充足を目指します。

就労継続支援B型の定員は20名で、うち従たる事業所「あおいとりのおかし」は10名です。加齢に伴い生活介護へ移行する利用者があるため、B型事業としても新規利用者の募集を再開します。

### ②個別支援

サービス提供にあたっては、利用者一人ひとりの希望に寄り添い、「生活面（生活動作・生活習慣）」「作業面（生産活動）」「社会面（コミュニケーション・対人関係）」の視点からニーズに応じた支援を行います。

生活介護事業では、安心して通所し安定して過ごせる環境づくりを基本に、本人に合ったコミュニケーション手段の獲得、意思表示の促進、自己決定に基づく主体的な活動を支援します。これにより、利用者が社会の一員として自己肯定感を高め、豊かで生きがいのある生活の実現を目指します。

就労継続支援B型では、就労訓練・生産活動において、個々の特性に合った作業機会（治具・手順書の活用を含む）を提供し、取り組める作業の幅を広げます。利用者が日々「やりがい」や「達成感」を感じながら、いきいきと生活できることを目標とします。

サービス管理責任者および担当支援員は、本人・家族のニーズを踏まえて6か月ごとに個別支援計画を策定し、同意を得てサービスを提供します。支援期間の経過は報告書としてまとめ、本人・家族へ共有します。

### ③感染症予防及びまん延防止のための対策

感染症および食中毒の発生・まん延防止の義務化を踏まえ、新型コロナウイルス対策として強化された手指消毒、館内消毒、検温、換気、体調管理などの基本的な措置を継続します。作業やレクリエーション、各種行事については、感染状況を踏まえ、必要に応じて分散化や内容変更を行います。

### ④日中活動

#### ◆生活介護事業

##### 【作業活動】

企業からの請負作業や清掃業務を中心に日中活動を提供します。成果物だけでなく、作業工程を職員と丁寧に進めることで、ADLやコミュニケーション能力の向上を図ります。

※ 請負作業の主な取引先は以下の通りです。

奥野清明堂、アサヒサイクルリムセンター、前田物産（株）、和新工業（株）、栄プラス

チック、青い鳥施設内清掃、ショートステイあかね施設内清掃

#### 【特別活動】

創作・農芸・運動など、多様な活動を班単位や季節行事として企画し、利用者のニーズに応じた機会を提供します。

- ・創作活動：季節作品の制作、館内装飾、案山子づくりや平面作品制作など。
- ・農芸活動：農地での栽培・収穫体験を通じて自然に触れ、情緒の安定を促します。
- ・運動プログラム：ウォーキング・体操に加え、外部講師によるミュージック・ケアやフィットネスを実施し、健康維持を図ります。
- ・その他の活動：市営体育館など外部施設を活用し、青い鳥では実施できない運動・レクリエーションを提供。企業の社会貢献事業も積極的に活用します。

#### 【わいわい活動】

余暇の充実と楽しみを目的に、活動班を基にしたグループで個別ニーズに沿った外出・活動を行います。社会資源の利用を通じてルールやマナーを学び、対人関係の形成、IADL向上、QOL向上を目指します。

活動にあたっては以下3点を考慮します。

1. 感染症予防対策
2. 高齢化に伴う体力低下への安全配慮
3. コロナ禍で外出経験が少ない職員への対応

これらを踏まえ、15名程度のグループで年3回の施設内外活動、年1回の日帰り研修旅行を実施します。

#### ◆就労継続支援B型事業

作業活動（製菓、給食サービス、清掃サービス、企業請負）や事業所外研修を提供します。職員間で売上・工賃・作業状況・課題を共有し、月1回以上の定例会で利用者が安定して作業に取り組める体制を整えます。

給食・清掃サービスは「青い鳥」「ショートステイあかね」と業務委託契約を締結し実施します。2026年度の製菓事業の目標はあおいとりのおかしを“からだに優しいお店”として地域に根付く店舗としてのブランド力を再構築する事です。

製菓事業については、「あおいとりのおかし」を“からだに優しいお店”として地域に根付かせるため、ブランド力の再構築を図ります。米粉・玄米粉を活用した商品展開を進め、健康志向や食の多様化に対応し、他店との差別化を実現します。地域に親しまれる店舗として確立し、利用者の社会参加と成長、工賃向上につなげます。

取組としては以下の項目を主に進めていきます。

##### ① ご利用者の社会参加

自力通所を継続し、製造・商品管理・仕上げなどを段階的に経験。働く喜びや責任感を育み、得た工賃を余暇や生活の楽しみに活かせるよう支援します。

##### ② 商品品質保持・季節変動・材料高騰への対応

品質管理・事故防止を徹底し、玄米粉商品による昼食需要の獲得など季節変動対策を実施。材料高騰については金銭価値の理解を促し、売上と工賃の関係を学ぶ機会を設け

ます。

### ③ キッチンカー販売

認知度向上・売上確保・接客練習・社会参加を目的に、定期的に販売機会を拡大します。

### ④ 業務委託販売の継続

三喜屋珈琲、ハーベスト横またぎて菜、わくわく広場、なかもず会館（お茶請け菓子としての納品）、森のキッチン、南堺病院横喫茶オリーブなどへ継続納品し、地域での認知度向上を図ります。

### 【工賃向上】

就労継続支援 B 型事業では、利用者の工賃向上を目指し、今年度も工賃向上計画支援事業に参画し、工賃引き上げ計画シートを作成・実施します。工賃は規定に基づき時給制（7段階：①450円 ②400円 ③350円 ④300円 ⑤250円 ⑥200円 ⑦150円）で支給します。

「あおいとりのおかし」開店後、利用者の作業時間や作業内容が変化したことを踏まえ、工賃規定を見直しました。時給幅を広げることで工賃向上を促し、職員の指導の質向上と利用者の意欲向上につなげます。

今年度も大阪府の平均工賃額を上回る支給を目標とし、達成を目指します。

### ⑤土曜活動について

2026年度の土曜活動は、前年同様、祝日・長期休暇・職員会議日を除くすべての土曜日を通常の通所サービス日とし、利用希望者に限り全面的に開所します。

### ⑥高齢期や重度重複障がいのある利用者への支援

生活介護事業の一区画に、高齢期や重複障がいのある利用者が安全に参加でき、落ち着いて日中を過ごせる専用スペースとプログラムを整備します。安心して活動できる環境を確保し、個々の状態に応じた充実した日中活動を提供します。

### ⑦健康管理

法人本部事務局直轄の新部署「健康生活支援室」を中心に、利用者の健康増進に取り組みます。

#### ・健康診断

年1回（6月）に健康診断を実施します。委託先は（株）チェックアップ健診センター（富田林市）。肥満など生活習慣病リスクのある利用者には、肥満度に応じて毎日または毎週の体重測定を行い、基準値内の方も月1回測定します。

#### ・医療相談

医療相談は木村医院（堺市中区）に委託し、嘱託医・木村彰男医師が毎月第1木曜日に施設を訪問します。支援員・看護師が医療面の助言を受け、支援に反映します。

#### ・口腔ケア

口腔ケアは丹田歯科医院（堺市南区）に委託します。

希望者にはブラッシング指導・歯石除去・歯科治療を提供し、少人数で歯科医院へ出向いて受診します。歯科検診は二重検診を避けるため、希望者を対象に実施します。

日々の歯磨きは、支援が必要な利用者に対して歯科衛生士・職員がブラッシングケアを行い、全利用者に対して週 1～2 回、歯科衛生士・看護師がフロス・歯間ブラシを用いたケアと指導を行います。歯ブラシは感染予防のため使い捨てとします。

・服薬管理

必要に応じて事業所で服薬を管理し、服薬確認や援助を行います。

・保清ケア

足浴・爪切りなどの保清を行い、皮膚状態を観察します。医師の指示に基づく外用薬の塗布や、必要に応じたワセリン塗布を実施します。

・状態観察、バイタルサイン測定、創傷処置、等

必要に応じて支援員と情報共有しながら、バイタルサイン測定や創傷処置などを適宜実施します。

## ⑧行事・施設外活動

### ◆生活介護事業

・研修旅行（宿泊）について

コロナ禍以降、宿泊を伴う研修旅行は見合わせています。利用者の高齢化や、外出支援に不慣れな職員が多いことから、安全な実施が難しいためです。当面は、わいわい活動（施設外活動・日帰り研修旅行）を通じて、利用者の体力把握や職員育成を継続します。

また、大規模な宿泊活動が個別支援・選択尊重の流れに合わなくなってきた現状も踏まえ、活動の在り方そのものについても検討を進めます。◆就労継続支援 B 型事業

・研修活動（宿泊、日帰り）

就労訓練を目的とした社会体験プログラムとして、宿泊研修旅行（年 1 回）、日帰り研修旅行（年 1 回）、社会体験活動（年 1 回）を実施します。

企業で働く人の姿を見たり話を聞いたりすることで、就労への意識・意欲の向上を図ります。また、公共交通機関の利用、社会資源の活用、金銭管理、マナーなど、個々のニーズに応じた社会性の習得も目的とします。活動は支援の方向性を明確にし、担当班が計画を立案して実施します。

## 2. 行事・レクリエーション【主に生活介護】

実施予定	内 容
2026年 4月	ミュージック・ケア、フィットネス、
2026年 5月	ミュージック・ケア、フィットネス、大掃除、端午の節句
2026年 6月	ミュージック・ケア、フィットネス、青い鳥企画展
2026年 7月	ミュージック・ケア、フィットネス、七夕
2026年 8月	ミュージック・ケア、フィットネス、大掃除

2026年 9月	ミュージック・ケア、フィットネス、健康診断、青い鳥企画展
2026年 10月	ミュージック・ケア、フィットネス、ハロウィン
2026年 11月	ミュージック・ケア、フィットネス
2026年 12月	ミュージック・ケア、フィットネス、クリスマス会、大掃除
2027年 1月	ミュージック・ケア、フィットネス、初詣・新年会
2027年 2月	ミュージック・ケア、フィットネス、青い鳥企画展、節分
2027年 3月	ミュージック・ケア、フィットネス、桃の節句

※誕生日会では、昼食の提供時にケーキをお出しし、誕生日のPOPを添えることで、誕生日の雰囲気を楽しんでいただけるよう演出いたします。

※青い鳥企画展、端午の節句、七夕、ハロウィン、クリスマス会、桃の節句は特別活動班による創作活動を実施予定です。

※わいわい活動（施設外活動・施設内イベント3回、日帰り研修旅行1回）

### 3. 各種委員会の開催【生活介護・就労継続支援】

毎月、第4週目の金曜日に安全衛生管理者及び虐待防止責任者、虐待防止受付担当者、看護職員を招集し、各種の会議を実施します。

実施予定	内 容
2026年 4月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 5月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 6月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 7月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 8月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 9月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 10月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 11月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 12月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2027年 1月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2027年 2月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2027年 3月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会

### 4. 防火管理（防災訓練）【生活介護・就労継続支援】

自主避難訓練は年3回、所轄消防署立会いによる自衛消防総合訓練は年2回実施します。猛暑・雨天・感染症流行時には集団訓練を控え、班単位の少人数で防災教育を行い、防災意識と安全管理の向上を図ります。

災害への備えとして、一定量の水と食料を敷地内倉庫に備蓄します。備蓄食料は賞味期限前に定期的に消費し、その都度補充します。賞味期限が近い食料は年1回（9月）に昼食として提供し、災害用食品を実際に食べる体験を通じて、日頃の備えの重要性や食べ物への感謝を育みます。

実施予定	内 容
2026年 5月	自主避難訓練
2026年 6月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
2026年 10月	自主避難訓練
2026年 11月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
2027年 3月	自主避難訓練

## 5. 職員研修【生活介護・就労継続支援】

利用者に真に豊かで潤いのある生活を提供するためには、常に利用者の人権、プライバシー、自己決定権を最大限に尊重し、自立支援や権利擁護の考え方を確実に習得する必要があります。利用者の権利擁護や尊厳保持、障がい全般に関する知識や実際の支援技術の向上を目指し、具体的には以下の6つを研修目的の柱としています。

- ① 障がい福祉に携わるものとしての人権観育成
- ② 現在の福祉において重要視されている理念の理解
- ③ 知的障がい、精神障がい、身体障がい、生活習慣病など、個別支援を組み立て、実施する上で必要となる障がい特性や疾病特性の理解
- ① 具体的な支援アプローチの知識やスキルの獲得
- ② 利用者の発達段階、欲求段階を判断するための知識獲得
- ③ 感染症への対応や防災に関する知識の獲得など、安全対策の強化

また、ABA(応用行動分析)、TEACCHプログラム、行動障がい等の知識やスキルを獲得するために内部研修や外部研修への参加を積極的に行い、職員の専門性の向上を図ります。

### (新人教育)

新入職員には入職後すみやかに新人研修を実施し、法人の理念・歴史、基本的なルールやマナー、利用者との関わり方など基礎的事項を習得します。常勤職員については正式配属前に担当班以外での実習を行い、定期的なヒアリングを通じて心身の状況や支援理解度を確認し、研修内容の改善につなげます。

一定期間経過後は、障害福祉制度、支援の基礎、障害特性など、より専門的な内容の研修を実施し、実践力の向上を図ります。

### (内部研修)

上級職のリーダーシップのもと、全職員が利用者の尊厳を尊重し、安全な支援を行うための知識・技術を習得し、自身の支援を振り返り改善できるよう、活動班の班長・班長代理が講師となる内部研修（事業体研修）を月1回程度実施します。

障害者虐待防止・権利擁護に関する研修、ならびに手指消毒・換気・嘔吐物処理・ガウン着用などの感染対策研修は、全支援者を対象に年2回以上実施します。

救命講習は堺市消防局の普通救命講習を受講し、心肺蘇生やAED使用に関する法人内研修を年1回行います。また、安全運転意識の向上を目的とした交通安全講習も年1回実施します。

2024 年度より参画している堺市強度行動障害支援体制整備事業の専門講座を受講し、強度行動障害支援への理解を深めます。

勤務時間の都合で内部研修に参加しにくい非常勤職員や短時間勤務職員には、月 1 回の会議内でサービス管理責任者等が理念・知識・技術に関する研修を行い、全職員を対象とした研修体制を確保します。

開催月	研修・講習内容	研修・講習担当
4月	感染対策研修 1	看護師
4月	【事業体研修】障がい特性について	班長
5月	【事業体研修】福祉の現場で働く「仕事の基本」	班長代理
6月	「虐待防止・権利擁護」研修	虐待防止委員会
7月	【事業体研修】障がいの理解を深める	班長代理
8月	【事業体研修】個別支援の在り方や対人援助について	班長代理
9月	感染対策研修 2	看護師
10月	堺市強度行動障害支援体制整備事業専門講座	北摂杉の子会
10月	【事業体研修】支援における技法	班長
11月	てんかん研修	研修受講者
12月	交通安全講習	安全運転管理者
1月	「虐待防止・権利擁護」研修	虐待防止委員会
2月	【事業体研修】ライフサイクルに応じた支援について	班長代理
3月	救急救命講習	応急手当普及員

#### (外部研修)

外部研修は、特定の職員に偏らないよう配慮し、職種ごとに必要な研修へ参加します。参加した職員は班会議等で伝達研修を行い、学んだ内容を現場全体に共有します。

毎年継続して参加している研修には、「てんかん基礎講座（日本てんかん協会主催）」「感染症予防研修」などがあります。虐待防止・権利擁護研修、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修など行政主導の研修についても、可能な限り多くの職員に参加機会を提供し、意欲向上と支援の質向上につなげます。

強度行動障害のある方への適切な支援を行うため、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）や行動援護従業者養成研修を受講します。また、PECS®（Picture Exchange Communication System® 絵カード交換式コミュニケーションシステム）レベル 1 ワークショップに参加し、絵カード交換式コミュニケーションシステムの理論と実践を学びます。

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
てんかん基礎講座	7~8月	10,000円	2名

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	8~9月	6,000円	2名
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	11~12月	6,000円	2名

※実施機関：大阪府障がい者自立相談支援センター、大阪府立砂川厚生福祉センター

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
行動援護従業者養成研修	適宜	40,000円	2名

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の抽選に落選した際に受講します。

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
PECS®レベル1ワークショップ	適宜	35,200円	2名

大阪府社会福祉協議会が主催するキャリアパス対応の生涯研修課程を受講し、職員の資質向上とキャリアアップを図ります。新人・中堅職員にはコミュニケーションスキル向上研修を、班長格以上にはリーダーシップ・マネジメント力向上研修を受講させ、組織力の強化につなげます。また、社会人としての基本的なマナーに加え、福祉サービス提供者として求められるマナーを習得するため、大阪府社会福祉協議会主催のサービスマナーセミナーを受講し、地域に貢献できる法人づくりを推進します。

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者）	5・9月	9,210円	2名
福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅職員）	6・10月	9,210円	2名
福祉職員キャリアパス対応生涯研修（チームリーダー）	7・11月	9,210円	2名

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
サービスマナーセミナー（新入職員クラス）	4月	5,000円	2名
サービスマナーセミナー（初級クラス）	5・9月	10,000円	2名
サービスマナーセミナー（中級リーダー）	6・10月	10,000円	2名

※開催日程・受講料については、2025年度大阪府社会福祉協議会の研修事業計画を参考

#### （自己研修制度）

自己研修制度は、障がいのある方やその家族を支援する福祉専門職が主体的に能力開発へ取り組み込むことを支援し、法人全体のレベル向上につなげることを目的としています。毎年度、法人が指定した通信教育講座に給付枠を設け、選考のうえ受講料・テキスト代を全額給付します。

2026年度は以下の資格取得を対象とします。

- ・防災介護士

災害への理解を深め、日常の備えや被災時の行動を学びます。特に、高齢者や障がい者など要配慮者・避難行動要支援者への支援を想定し、応急手当や救助方法を習得します。

- ・介護口腔ケア推進士

日常の口腔ケア、摂食・咀嚼・嚥下トレーニングなど、実践的なスキルを習得し、利用者の健康維持に役立てます。

実施団体	講座名等	受講料(1名)	受講人数・受講資格
財団法人 日本知的障害者 福祉協会	知的障害援助専門員養成 通信教育	69,300円	1名 勤務年数2年以上の者
	知的障害を理解するための 基礎講座	18,700円	1名 すべての職種の者
株式会社 ユーキャン	介護口腔ケア推進士講座	34,000円	1名 すべての職種の者
公益財団法人 日本ケアフィット 共有機構	防災介助士資格取得講座	25,000円	1名 すべての職種の者

※社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の3福祉士は、当法人としては当該職種の福祉専門職として必携であるとの位置づけなので、各福祉士の養成講座などについてはあえてこの自己啓発を支援する給付制度の対象から除外しています。

#### (イーラーニングの活用)

一部事業で試験的にイーラーニング研修を導入します。特に、シフト勤務が中心で全員が一堂に集まりにくいグループホーム事業において部分的に運用し、その有効性を検証します。

まずは、ジョブメドレーアカデミーが提供する障がい福祉向けオンライン動画研修を活用し、運用方法や効果を確認しながら段階的に取り組みを進めます。

2026年度（令和8年度）－第24期－

● 居宅系サービス

共同生活援助事業（訓練等給付事業）

（2026年4月1日～2027年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

共同生活事業所

ヴィラージュあゆみ

ヴィラージュあまね

## 1. 支援方針

グループホームは「生活の場」であり、日中活動の場以上に利用者本位のサービスが展開されるべきです。本来の目的は、集団生活を送ることにあるのではなく、あくまで地域生活を行うことにあり、共同生活のルールに利用者をはめることから始まる支援は本末転倒で、ノーマライゼーションの思想の中核をなす「一個人として住み慣れた地域で当たり前のように暮らし、個々人のライフスタイルが最大限尊重される生活」の実現を支援の目標に置きます。

### ①定員

ヴィラージュあゆみ 定員26名

ヴィラージュあゆみ	
グループホーム名	定員
大美野ホーム	8名
すごうホーム	5名
おおみの149	3名
なかもずホーム1	5名
なかもずホーム2	5名

ヴィラージュあまね 定員31名

ヴィラージュあまね	
グループホーム名	定員
ホームおおみの65	6名
青い鳥ホーム1	4名
青い鳥ホーム2	6名
もずホーム1	5名
もずホーム2	5名
すごう第二ホーム	5名

### ②個別支援

サービス管理責任者並びに担当支援員は本人や家族との面談、各関係機関と情報共有、事業所内での支援計画作成会議を実施してニーズを分析・検討したうえで、6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人や家族等の同意を得てサービスを提供します。また、支援期間について経過報告書（モニタリング表）を作成し、本人や家族等にお渡しします。

### ③健康管理について

#### ●健康生活支援室との連携

法人本部に新たに設置された「健康生活支援室」は、看護師、歯科衛生士、栄養士など、各分野の専門知識と豊富な経験を持つ職員が所属しており、利用者の健康維持と生活の質の向上に取り組んでいます。医療・衛生・栄養の各分野の専門職との連携を密にし、個々のニーズに応じた総合的なサポートを提供し、より健やかで充実した生活の実現を目指します。

#### ●服薬管理

服薬管理は必要に応じて行います。また、服薬の自己管理を希望する方であっても、飲み忘れがないように声かけ、見守りを行います。

#### ●衛生管理

衛生面は食事提供に携わる世話人、または生活支援員全員が毎月検便を行い、保菌者をいち早く発見し、他者への感染や食中毒事故を予防します。

#### ●栄養管理

全グループホームで夕食食材宅配サービス「ヨシケイ」を採用し、栄養バランスが考慮された食生活を享受して頂く一方、日中利用者の昼食メニューとの「献立の重なり」を避けるため、注文時の献立のチェックを実施します。

●健康診断

青い鳥を利用しているグループホーム利用者については、青い鳥主体で実施される健康診断を年1回受けていただきます。日中活動先が青い鳥ではないグループホーム利用者のうち勤務先で健康診断を受診していない方についても、青い鳥での健康診断受診の案内を行います。

●感染症対策

グループホーム内で感染症の罹患者が発生した場合、ホーム全体に拡大する傾向にあるため、コロナ渦の中で今までに体験してきた感染対策や感染対応の経験を生かし、引き続き、気を緩めることなく感染予防・感染拡大防止に努め、利用者の安心・安全な暮らしに資する支援を展開していきます。インフルエンザ等の体調不良時は、通院やグループホームでの日中見守り・昼食等の食事対応を行います。

●口腔ケア

青い鳥を利用しているグループホーム利用者については、1～2ヶ月に1度、希望者に歯科受診の機会を提供します。青い鳥での歯科受診を希望されないグループホーム利用者については、歯科受診の案内や口腔内に関する情報を本人や保護者等と情報共有します。

●耳鼻咽喉、爪や皮膚等に関するケア

靴を脱いだ状態での生活や入浴介助を行うグループホーム事業だからこそ、爪や皮膚のトラブル、外耳道の詰まり等を早期に発見できると考えます。それらが発見された場合、急を要する場合は通院サポートを行い、定期受診が必要な場合は居宅介護事業所（通院等介助）等と連携・活用します。

④見守りカメラの設置

事故・虐待防止の観点から、直接的な介護・介助のサービス提供機会が多いケア型ホーム（青い鳥ホーム1・2、ホームおおみの65、もずホーム1・2、すごうホーム・第2ホーム、なかもずホーム1・2）に見守りカメラを設置しています。これにより、「見守りの目」が増し、事故等の未然防止・原因特定・検証の一助となっています。設置場所はプライバシーに配慮し、共有スペースのリビング等に設置しています。見守りカメラ未設置のグループホームにつきましても、今後、整備する方向で検討します。

2. 行事・余暇活動について

グループホーム毎に人員規模や障がい特性に配慮しながら、季節を感じられる余暇活動を実施します。外出活動を計画・実施する際には、本人の希望や障がい特性に配慮した行先を検討する、混雑日避ける等柔軟な対応を行うことでグループホームでの生活の活性化につなげます。その他、休日に移動支援サービスが使えない場合、適宜、買い物やドライブ、近

隣散策等に出掛けるなどの余暇活動を実施します。

### 3. 人権尊重と虐待防止

グループホーム事業は、事業単位が小規模であり、利用者と支援員の密接な関係から、ややもすれば「指導的=強引な支援」に陥りがちです。こうした支援方法が虐待の危険性を秘めていることを、職員一人ひとりが、常に心掛ける必要があります。虐待に対する意識改革・虐待防止に取り組むため、グループホーム単位の会議開催（2ヶ月に1回）時に「虐待防止チェックリスト」にて普段の支援や関わり方等の振り返りを行い、虐待防止を常に意識します。

虐待防止委員会を定期的（毎月）に運営し、職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件等の確認や体制の見直し、支援方法の再検討を行います。また、身体拘束適正化委員会を定期的（毎月）に運営し、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認と改善を検討します。特に緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施した場合の身体拘束等実施状況や適正性についての検討を行います。

### 4. 職員研修について

「虐待防止・権利擁護研修」、「感染対策研修」、「救命講習」、「交通安全講習」については青い鳥に準じます。勤務時間帯の都合により研修・講習の出席が難しい職員に対しては、研修・講習に出席したサービス管理責任者（主任）等がグループホーム単位の会議にて研修・講習を実施する体制をとることで全職員を対象とした研修システムを構築します。

その他、バックアップ施設の青い鳥で実施している「事業体研修」へグループホーム班長職及び班長代理職が講師として参加し、他事業の職員との交流や意見交換を図ります。

### 5. 危機管理・災害防止について

#### ①防火管理（防災訓練）

消防法により、全グループホームに「自動火災報知設備」を整備しています。また、常時介助を必要とする「青い鳥ホーム 1・2」「ホームおおみの 65」「もずホーム 1・2」「すごうホーム」「すごう第二ホーム」「なかもずホーム 1・2」には、全室にスプリンクラーが設置されています。

災害時に迅速かつ効果的な避難ができるように6ヶ月毎に通報訓練・避難訓練を実施します。避難訓練を継続的に行うことで、利用者や職員が避難方法や避難経路に慣れ、本当の災害発生時に冷静に対応する力を身につけます。また、定期的に避難訓練を行うことで、避難に関する課題や改善点を発見し、施設の安全性の向上を図ります。

	グループホーム名	防火管理者	訓練実施月
ヴィラージュ あゆみ	なかもずホーム 1・2	選任済	2月・6月
	大美野ホーム		
	おおみの 149		
	すごうホーム		

	グループホーム名	防火管理者	訓練実施月
ヴィラージュ あまね	青い鳥ホーム1・2	選任済	3月・7月
	ホームおおみの65		
	もずホーム1・2		
	すごう第二ホーム		

## ②感染症対策

感染対策委員会を定期的（毎月）に運営し、業所内の衛生管理や支援に係る感染症対策（手洗い等の予防策）、発生時の把握等を行います。

## ③自然災害対策

昨今、自然災害が増えており甚大な被害が出ています。BCP（事業継続計画）を定期的に見直し、ライフラインが途絶えても7日間持ちこたえることができる飲料水・食料品・日用品・備品等を購入し、各ホームで管理します。災害用の食料品は、普段の食事として喫食できる質・量のことを備蓄しており、毎年一定量をローリングし賞味期限内に随時更新することで、ご利用者の負担も大きく増えないよう配慮しつつ災害への備えを進めていきます。また、突発的な災害時等は、グループホームでの日中見守り・昼食等の食事対応を行います。

## 6. 個人情報の保護について

個人情報に記載された書類等は利用者自らが管理することが原則ですが、心身の状態等により自ら管理することが困難な場合は利用者又はその家族等からの依頼を受けて、管理を引き受ける等の便宜を図ります。なお、引き受けるに際しては預かり証を発行し、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管・管理の記録をつけます。

## 7. 今後の展開について

### ①新規グループホーム開設準備

昨年度取得した不動産（本部施設近隣地）に最重度者を含む重度者対応グループホーム（定員10名）を開設すべく、設計や設備等の検討をすすめ2028年度の開所を目指します。今般の重度者対応グループホームでは、定員2～4名程度のグループホームを複数組み合わせることにより多数のスタッフが年間を通じて夜間常駐することで、小規模点在型事業であるグループホームの最も脆弱な夜間緊急対応にかかるワンストップ機能が期待できます。

### ②入居率・稼働率について ※2026年1月末時点

	ヴィラージュあゆみ	ヴィラージュあまね
入居率	100%	96.8%
稼働率	約82%	約85%

ヴィラージュあゆみの入居率は100%、ヴィラージュあまねの入居率は2025年11月末に1名退所されたため96.8%です。入居率100%を目指し、空室の利用募集を行います。

稼働率は、安定経営を行う上での最重要指数の1つであり、収益に直結するものです。ヴィラージュあまねについては、家庭事情による週末利用ニーズの高まりにより稼働率は徐々に上がっており今後も需要は増加していくと考えられますが、週末の利用需要はあるものの職員不足により全日開所できていない拠点が1ヶ所あり、今年度は職員の採用を増やし全日開所を目指します。

ヴィラージュあゆみについては、全日開所できる職員配置となっていますが、週末（金～日）帰省される方や障がい特性により長期的に利用を休止される方が複数名おられるため、稼働率が上がらない状況が続いています。当然開所する限りにおいては利用率を上げなければ安定経営が困難になります。利用日数が少ない利用者本人や保護者の理解を得ながら、利用日数の増加を促し、必要に応じて他の福祉サービスへの切り替え検討をしていただきます。

### ③地域連携推進会議の設置

共同生活援助は、障害のある方が家庭的な環境で暮らし、地域社会の一員として自立した生活を送るための重要な施設です。しかし、地域住民との交流が少ないために社会的孤立し、外部からの目が行き届かないために支援の質の低下や虐待などの問題が見過ごされることがありました。障害者もひとりの人間として自由に社会参加する権利、就労し自立する権利がありますが、そのためには地域での協力、支援も必要です。こうした背景を踏まえ、今年度から利用者と地域住民や有識者などで作る「地域連携推進会議」の設置が義務されました。

地域連携推進会議は、利用者及びその家族、地域住民の代表者（民生委員）、共同生活援助について知見を有する者等により構成し、7月に会議を実施しホームの運営内容を報告したり助言を受けたりするほか、構成員がグループホームを訪ねて暮らしの様子を見学していただきます。また、会議の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表します。

2026年度（令和8年度）－第24期－

● 障害児通所支援事業【児童福祉法】

放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）

児童発達支援事業（障害児通所給付事業）

（2026年4月1日～2027年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい児通所施設

青い鳥初芝教室

## 1. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業について

今年度の契約児童数は59名（就学前3名・小学生23名・中高生33名）で、昨年度と同数です。

個別学習に対応できる職員が増えたことで、月2回利用から月4回以上へと利用回数を増やす児童が増加しています。

近年は、中学生以上の個別療育に関する問い合わせが増えています。しかし、16時以降の枠は職員配置が埋まっていることや定員の関係から、新規受け入れが難しい状況です。今後は対応方法を検討するとともに、利用児童の中高生比率が高まっていることを踏まえ、卒業児童の増加を見据えて就学前児童や小学校低学年の利用層拡大にも取り組みます。

また、昨年度は行政や相談支援事業所から不登校児童の受け入れに関する問い合わせが多くありました。ニーズとの不一致により利用には至りませんでした。今後も慎重に対応していきます。

## 2. グループ療育の方針

五領域に焦点を当て、ことばの獲得、身辺自立、社会性の向上を目的とした支援を行います。

### ● 就学前・小学校低学年

- ・母子分離から始め、挨拶などの基本的な言語習得を促す
- ・生活訓練を通じて身辺自立を目指す
- ・集団の中で指示を聞き、行動できる力を育てる
- ・自分の気持ちや意見を言葉で伝え、友達とのコミュニケーションに自信を持てるよう支援する

### ● 小学校高学年

- ・同年代とのコミュニケーション力向上
- ・適切な言葉かけや言葉遣いを学ぶ
- ・ソーシャルスキルを取り入れ、経験値を増やす

### ● 中学生・高校生

- ・ソーシャルスキルやルールゲームを通じて協調性を育む
- ・友達意識を高め、社会自立につながる力を養う

## 3. 個別学習の方針

児童の障がい特性や能力に応じた課題を設定し、「できること」を伸ばすことを目標に取り組みます。

### ● 就学前

- ・座って課題に取り組む姿勢づくり
- ・鉛筆操作、ひらがな・数字の習得
- ・発語の促し

- ・ビジョントレーニングや巧緻性課題の導入
- 小学生
  - ・文字・数字の読み書き、読解
  - ・学校学習の補助（宿題支援のニーズ増加）
  - ・語彙理解と表出
  - ・時計・お金の理解
  - ・iPadのトーキングエイド等を活用した意思表示手段の獲得
- 中学生以上
  - ・社会生活に必要なスキルの習得
  - ・言葉のやりとり
  - ・時計・お金の学習
  - ・軽作業
  - ・身辺自立（服の着脱・整理整頓・荷物管理など）
  - ・電車の利用方法やマナー
  - ・性教育、SNSの使い方
  - ・保護者や友達には話しにくい内容を相談できる場としての支援

#### 4. 保護者との懇談

療育の前後に懇談を行い、状況共有と相談対応を行います。

時間の都合で来所が難しい場合や、単独通所の児童については電話で対応します。毎回モニタリングを行い、よりきめ細かいサービス提供に努めます。

#### 5. 学校・保育所・他事業所との連携

- ・保護者の希望に応じて学校（保育所）訪問を行い、児童の様子を把握する
- ・相談支援事業所を利用している児童については担当者会議に参加
- ・参加が難しい場合は電話・書面で情報提供
- ・不登校児童の利用は現在ありませんが、今後発生した場合は学校、相談支援事業所、他事業所と連携し支援を進める

#### 6. 研修について

専門性向上のため、積極的に研修へ参加し、学んだ内容を支援に活かします。

2026年度（令和8年度）－第24期－

● 相談支援事業

特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）

障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）

（2026年4月1日～2027年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

相談支援事業所 青い鳥

## ●概況

計画相談支援サービスいわゆる障がい者版ケアマネ制度が2012年度から始まり、その時代要請に伴い、同年度より相談支援の独立事業部門として相談支援事業所青い鳥が発足、2015年度より障害福祉サービス利用者すべての方に相談支援専門員の計画が必須要件となって11年が経とうとしています。導入時の問題（国が求める量的拡大の課題と現実の体制整備実態の大きな齟齬）が未だ解消されておらず、堺市における計画達成率は 者：67.3%→・児：42.8%\（2025年9月末現在）といった低迷ぶり、つまり制度誘導に実態が追いつかない構造問題が背景にあり、その一因である給付低報酬の課題や全員二重の希薄化、を抱える不採算事業として、現在に至っております。

その中、当法人の事業スタンスは同法人内利用者への優先・救済的取り組みを基本として、2025年当初は相談員2人（兼任管理者と専任パート）に絞り、小規模で気心知れた身内特化型相談として機能させることを第一義としてきました。これまで主に本体施設青い鳥からのケース引受けを実践して、一定の量的整備は完了しましたので、現在は新規計画は抑制し、既存利用者の経過フォロー、いわゆるモニタリングに重点を置く取組みを継続しているところです。また2025年度中途から主任相談支援専門員を1名（兼任常勤）増員し、さらにモニタリング機能を充足させ相談支援力の強化にも努めることとしました。

2026年度もこのスタンスを踏襲しつつ、利用者保守への業務継続を第一に、さらなるモニタリング機能の強化と相談支援専門員の支援力向上を目標に、事業の持続と充実を進めていきます。

## ●事業運営

2024年度の障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援も基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）がなされたところですが、この改定は相談支援の質の向上やその提供体制整備の推進を主眼としたものとなっています。そこで2025年度に主任相談支援専門員を配置したことを活かし、相談支援の普段の業務を加味した加算報酬の取得を目指すこと、さらにモニタリング機能の強化に伴い発生する「継続サービス利用支援費（モニタリング時の報酬）」の算定を着実にを行うことで、報酬のベースアップを図ります。それでも採算面の改善には遠いものの、2026年度も事業運営を続けていきます。

このような経営面での厳しい背景ではありますが、2026年度も前年度に引き続き、当事業所が目指す相談支援の重点施策は、①これまで増やしてきた法人身内ケアマネとしての責務維持 日常的な相談支援機能 に加え、②国策として確立した「地域生活支援拠点等」<sup>※1</sup>への[相談機能の強化]参入 非常時に対応できるバックアップ機能 の継続、さらに③相談支援の地域貢献として、「相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修」<sup>※2</sup>における堺市から受託されるインターバルの協力を主任相談支援専門員が実施することで、地域の障がい児・者に 対する相談支援機能の強化を図るものとし、地域や法人利用者の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るべく、上記3つの機能から、「現状のソリューション」「有事のサポート」「将来のリスク管理」の3点を標榜して取り組んでいきます。

次に、もう一つの事業運営として給付収入業務ではありませんが、社会福祉法人の地域貢献

の責務から、社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に2016年度より参画しております。2017年度からは地域の総合生活相談を担う「コミュニティソーシャルワーカー」（総合生活相談員CSW）に当事業所の相談支援専門員が資格取得することで、人的貢献も可能になりました。以降、毎年度数件の「生活困窮者レスキュー事業」<sup>注3</sup>に参入しており、地域連携や経済的援助などの実績を積み重ねて、現在に至っています。2020年からの<sup>1</sup>叶禍における失業や営業自粛に伴う収入減といったこれまでにない大きな影響に対し、その救済貢献への使命感はますます重要性を帯びているところであり、又地域からの期待や関係者からの要請も高まっていることから、引き続き日常本業務とのバランスを保ちながら、2026年度も継続していきます。

#### ●利用者に対する支援方針

利用者の尊厳を守り、人としての権利を擁護して、ハンデからくる生きにくさ、暮らしづらさの緩和、解消や様々な課題解決に向けて、本人の意思決定支援へのお役に立ちに徹します。具体的には、利用者の強みや長所（ストレングス）とその能力（エンパワメント）に着目した本人中心支援計画を策定、利用者の立場に立って、親切丁寧な説明と理解を得る事を旨として安心と信頼の創出から、一方的な援助関係でなく協働関係パートナーを目指します。

#### ※ 注1「地域生活支援拠点等」

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもので、4つの機能が用意されている。

①相談機能の強化 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成

#### ※ 注2「相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修」

大阪府が実施主催となって進める研修構造で、初任者研修では相談支援専門員を養成するもので、現任研修により相談支援専門員資格を更新する（5年ごと）ことが定められている研修である。それぞれの研修受講者が研修中のインターバル期間において、地域の主任相談支援専門員から助言・指導を受けるカリキュラムが設定されている。

#### ※ 注3「生活困窮者レスキュー事業」

社会福祉法人の強みを活かした地域貢献として、失業、介護、障がい、虐待やDV等により、今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった…など制度の狭間の生活困窮に陥った方といった様々な「生活SOS」に対応する総合生活相談事業です。社会福祉法人のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が担います。

2026年度（令和8年度）－第24期－

● 短期入所事業

短期入所事業（介護給付事業）

日中一時支援事業

（2026年4月1日～2027年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

短期入所事業所

ショートステイあかね

## ●短期入所（ショートステイ）事業について

### [概況]

2014年5月に堺市より短期入所事業「ショートステイ あかね」(単独型・定員12名)として、ショートステイ事業がスタートして以来12年が経過、2026年度は13年目に突入することとなります。この間、未曾有のコロナ災禍を除けば、特に大きなトラブルや事故に見舞われることなく、また職員の定着が高く推移して現在に至っていること等、安定した事業運営の土壌が築かれて、地域に根差すことへの貢献と定着が出来ているのではないかと、自負しているところです。この調子で2026年度に向けても、これまで10年以上に亘る積み上げた実績ノウハウを継承、持続していくことをベースとし、さらに新たな利用者納得視点の開拓(利用者本位)と事業性意識の高揚(稼働率の充実)を図っていく所存に変更はありません。

一方で、2024年ぐらいよりグループホームの量的整備が促進され、従前ショートステイの重度利用者(固定利用でリピーター)が、かなりの割合でグループホームに移行され今後も続く流れであることと、地域でのショートステイ(床数)が若干増加していることから、2025年度は稼働率の減少に伴う減収見通しになり、今後も先細り傾向の現実を目を向ける必要性が将来課題として浮き彫りになっています。それ故2026年度は、将来の法人第2拠点構想「地域生活サポートセンター」への事業再編に向けて、短期入所事業の位置づけを探る重要な年度になる予定です。

次に、緊急時の受け皿機能発揮としまして、2025年度から始まった新たな緊急対応システムとして、「障害者(児)緊急時かけつけ等事業」[注1](#)に引き続き参画いたします。これは緊急時における移送・駆けつけ機能と緊急時対応後の相談支援機能とをミックス制度化するもので、受入れ施設は地域生活支援拠点等認定事業所(堺市6事業所)にとりなって、幅広い緊急利用者ニーズへの拾い上げと地域生活支援拠点の拡充化が図られるものとなります。あかねは既に2023年度より堺市から、地域生活支援拠点等の機能[緊急時の受入れ・対応][注2](#)を担う事業所として拠点認定を受け、多くの受入れ実績貢献がなされているところで、次年度も中核地域拠点としての役割を担うこととなります。

また、非常時の地域社会資源としての施設提供機能、並びに法人内グループホーム利用者の感染分離療養機能、など緊急時の様々なニーズ、拠点シェルターとしての役割に積極的に邁進してまいります。そしてそのためには、安定した運営環境整備に注力して、①緊急時に備えた相談体制を作る、②その体制づくりのため職員の専門性を養成する、③24時間年中無休でのネットワークを構築する、といった3つの視点を目標に、結果、地域の暮らしを支える拠点機能に合致している。を目指していきます。

最後に、コロナ禍を経てその教訓、広く感染症等あるいは災害全般にリスクマネジメントが求められることとなって、持続可能を主眼としたBCP(業務継続計画)の策定や感染対策指針そして実効性の為の各種委員会の開催が義務づけされています。このような背景の中、あかねでは知見に基づく感染症対策の続行(別記●利用者に対する支援方針の・感染対策 参照)を図り、必要とする利用者サービスが適切且つ継続的に提供されることを前提に、危機管理常態への対応力強化に最優先で取り組んでいきます。

## [基本方針]

地域に開かれた社会資源として、あかねが標榜しているショートステイ3つの機能、1. 自立体験（親元を離れ外泊する）、2. レスパイト（保護者の休養、息抜き）、3. セーフティネット（緊急保護、保護者入院、虐待等）を運営の柱に据える事、特に社会的使命として3. の緊急対応の受け皿機能を重視・優先する事、を基本方針として、緊急床を1床備えることとします。また堺市の緊急対応制度の枠組みや虐待チームといった保護ネットワークとの連携を深め、他のショートステイ事業所や各相談支援機関との協力関係構築に努め、地域生活の一翼を担うだけでなく、かゆい所に手が届くといった駆け込み寺的役割にも率先して応じ、安心して安全、信頼されるシェルターとしての位置づけを確固たるものとしていく、といった開所からの基本方針を堅持、継続実践していきます。

### ※注1 [障害者(児)緊急時かけつけ等事業]

休日・夜間に介護者の急病等により、障がい者が自宅等にて過ごすことが難しくなる、或いは障がい者本人が不安定になり自宅等にて過ごすことが難しい場合に、堺市と協定を結んでいる事業所が自宅等にかかけつけ支援を行う事業で、障がい者が緊急的に短期入所を利用する必要がある場合は、かけつけた職員が地域生活支援拠点等に認定された短期入所事業所まで移送する仕組み。

また、緊急対応を行った障がい者(児)に対して、必要に応じて地域生活を継続するための相談支援を行う。

### ※注2 [地域生活支援拠点等の機能（緊急時の受入れ・対応）]

国施策(障害者総合支援法)に基づく、地域生活支援拠点整備の4つの機能（相談支援事業別掲）の内の一つ【緊急時の受入れ・対応】で、「短期入所を活用した常時の緊急時受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能」とされ、2023年度より堺市が体制充実や対応実績等を審査して認定を行うもの。

## ●利用者に対する支援方針

### ・感染対策

コロナ禍の教訓により、5類への移行となっても、種々感染症への基本的な予防対策メニューを継続実践し、感染リスク感度を維持します。

- ① 消毒 こまめに手指や、備品、居室、共用部、送迎車中のアルコール消毒を実施。
- ② 検温 水際検温、定期体温把握と共に症状確認。
- ③ 断密 個別対応（原則、ビュッ（食堂）利用禁止→居室配膳、単身入浴、自室滞在）
- ④ 飛沫 リスク利用者には極力マスク励行、職員は接近介助の場合さらにフェースシールド着用。
- ⑤ 換気 密閉回避と温度差に留意した定期換気。
- ⑥ 教育 職員への感染対策知識啓発、研修参加。
- ⑦ 常備 PPE(防護具)[サーズ、マスク、フェースシールド、ガウシ、手袋等]の確保。
- ⑧ 自粛 種々のイベントやほかその他集団活動を見合わせる。

- ⑨ 用心 利用者・職員共、体調異変に留意し、自身若しくは同居家族が有基礎疾患や高齢である場合には自粛勧奨を行う。

• 食事の提供

利用者の食事については、栄養士の管理の下に必要な栄養基準量を確保し提供します。食中毒対策、衛生管理も栄養士の指揮の下、万全を期し、調理はショートステイ棟内厨房にて、調理士による自前提供とします。食事は利用者にとって最も楽しみな時間の一つであることを職員皆が認識し、四季の彩りを添えることや、節分、ひな祭り、クリスマスなど折々のイベントを演出することにも力を注いでいきたい。また、必要な利用者には食事介助を実施します。

• 入浴

入浴の実施回数は当然毎日であり、感染症対策、プライバシーの保護、そして入浴そのものに対する満足度の観点からシャワー付個室を導入する一方、利用者の好みやニーズ又は重介護対応により大型浴槽、特浴（機械浴槽）も用意することとし、必要な援助（身体介護、声掛け、見守り）を実施します。

• 居住環境

利用者の居室については鍵付きの個室とし、プライベート空間を保証します。その他リビングや多目的室を設け、動線はすべてバリアフリー、洗面台は2居室に1台完備、トイレも車椅子対応を2か所準備して臨みます。

• 送迎

送迎の必要な利用者には、可能な限り配車を実施し、ショートステイ利用への利便をはかります。

• 保健衛生

保健衛生については嘱託医及び隣接の法人本部施設に常駐する看護師の指示を受け、万全を期します。看護師は定期的な講習会に参加し、情報収集並びに他職員の啓発、実践の徹底を行います。シーツ等のリネン類は毎日交換し、連泊する利用者に対しては適切に衣類等を洗濯するなど、常に清潔な状態を保ちます。また、事業存続のリスクといっても過言でない感染症対策については、徹底した消毒処置と利用者の罹患情報の告知及び最新情報の収集・共有・提供を行って、予防、拡大防止に努めます。

• 余暇活動

滞在時間、利用者それぞれが過ごせる余暇支援も大切にします。個人、集団、どちらでも本人の選択によって有意義に過ごせる環境を整える視点を持ち、具体的にはカラオケ、ゲーム、DVD鑑賞（映画、アニメ、コンサート等）、パソコン、音の鳴る絵本等を用意したり、塗り絵、色紙、ビーズといった創作活動を提供したりして、満足度を高めます。また、日中を過ごされる利用者には散歩、ドライブといった外出活動、季節のイベント等々、本人のエンパワメントに資するような支援プログラムの展開を期していきます。

• 防災活動

同敷地内の中核通所施設「青い鳥」と合同で、定期的な避難訓練を実施します。また、職員には年一回、防災教育を実施し意識高揚に努めます。

- 虐待防止

利用者の人権の擁護、尊厳保持、虐待防止等のため、次の措置に努めます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制（窓口）の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- 職員研修

職員の育成は法人にとって最も重要な事業の一つと位置付け、権利擁護、尊厳保持、障がい全般の知識、支援技術等ならびに保健衛生(特に感染対策)や安全危機管理など、様々な研修について、外部研修、内部研修とも積極的に参加、開催していきます。